

八雲三丁目国有地における保育所整備について

1 経緯

下記 2 の国有地について、平成 26 年 7 月 1 日付けで関東財務局東京財務事務所から一般競争入札に先立っての取得等要望の有無の照会があったことから、同年 9 月 17 日付けで民間事業者による定期借地制度(期間 30 年)を前提とした要望書を提出した。その後、同事務所と協議を進めたところ、平成 26 年 11 月 28 日付けで要望どおりとする旨の通知があり、また、整備の予定等についても明らかになってきた。

2 用地の概要

所在地 目黒区八雲 3-35-3 外 1 筆 (旧法務省八雲職員宿舎跡地)

目黒区八雲 3-6-8 (住居表示)

地 積 647.44㎡ (私道分を除く。)

用途地域等 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 150%

第一種高度地区 絶対高さ 10m 準防火

3 整備方式等

(1) 土地の賃貸契約

国と民間事業者(社会福祉法人)との直接契約(定期借地制度(期間 30 年))

(2) 賃貸に係る補助制度(都制度の活用)(予定)

補助対象経費: 土地賃料

補助率: 1/2 (区負担 1/4 都負担 1/4)

補助期間: 原則として賃貸期間開始から 5 年間

4 今後の予定

27 年 2 月 法務省から財務局への引渡し(区へ通知)

27 年度 公募開始(近隣説明会・事業者説明会開催)

事業者選定

解体開始(財務局)

28 年度 貸付申請・合意書(財務局・事業者)

整備開始

29 年度 保育所開設

以 上